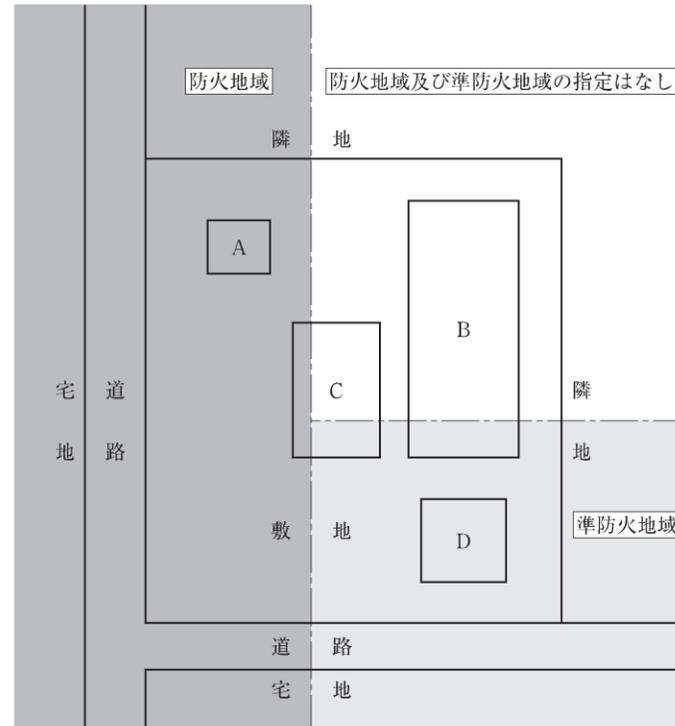


〔N○. 18〕 図のような敷地において、用途上不可分の関係にあるA～Dの建築物を新築する場合、建築基準法上、誤っているものは、次のうちどれか。ただし、いずれの建築物も防火壁を設けていないものとし、建築物に附属する門又は塀はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等の制限については考慮しないものとし、危険物の貯蔵等を行わないものとする。 →令136条の2

1. Aは、耐火建築物若しくは準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。
2. Bは、耐火建築物若しくは準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。
3. Cは、耐火建築物若しくは準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。
4. Dは、耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。

- A : 延べ面積90m²、地上2階建ての事務所棟
 B : 延べ面積1,200m²、地上3階建ての事務所棟
 C : 延べ面積140m²、平家建ての自動車車庫棟
 D : 延べ面積400m²、地上4階建ての事務所棟



法61条、法65条 令136条の2

A	防火地域	90m ² (2階)	準耐火建築物同等以上
B	準防火地域	1,200m ² (3階)	準耐火建築物同等以上
C	防火地域	140m ² (1階)	耐火建築物同等
	法別表-1	自動車車庫	
D	準防火地域	400m ² (4階)	耐火建築物同等